

山梨県からのお知らせ

森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入します

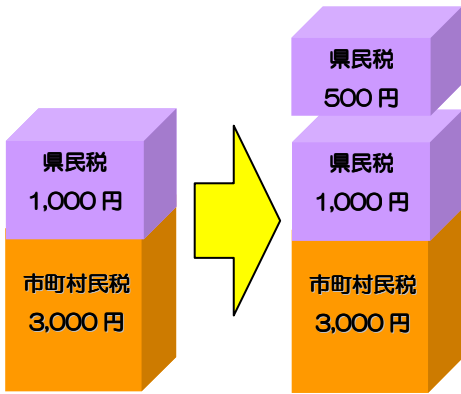
～平成 24 年 4 月 1 日からスタート～

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 24 年 4 月 1 日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

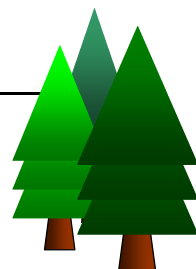
森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（**超過課税**）して納めていただきます。

	個 人	法 人																		
納税義務者	● 県内に住所がある方 ● 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 前年の合計所得金額が一定額以下等により県民税均等割が非課税の方※には課税されません。	● 県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等																		
税 額	年額 500 円 ● 平成 24 年度から課税 	均等割額の 5 % <table><tr><th>資本金等の額</th><th>均等割額</th><th>5%相当額</th></tr><tr><td>50 億円超</td><td>800,000 円</td><td>40,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超～50 億円以下</td><td>540,000 円</td><td>27,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超～10 億円以下</td><td>130,000 円</td><td>6,500 円</td></tr><tr><td>1 千万円超～1 億円以下</td><td>50,000 円</td><td>2,500 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下等</td><td>20,000 円</td><td>1,000 円</td></tr></table> ● 平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から課税	資本金等の額	均等割額	5%相当額	50 億円超	800,000 円	40,000 円	10 億円超～50 億円以下	540,000 円	27,000 円	1 億円超～10 億円以下	130,000 円	6,500 円	1 千万円超～1 億円以下	50,000 円	2,500 円	1 千万円以下等	20,000 円	1,000 円
資本金等の額	均等割額	5%相当額																		
50 億円超	800,000 円	40,000 円																		
10 億円超～50 億円以下	540,000 円	27,000 円																		
1 億円超～10 億円以下	130,000 円	6,500 円																		
1 千万円超～1 億円以下	50,000 円	2,500 円																		
1 千万円以下等	20,000 円	1,000 円																		
納税方法	● 住民税が給与から特別徴収されている方は、その中に含まれます。 ● それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により納めていただきます。	● 法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。																		

※次の方には課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・前年の合計所得金額が 125 万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方



山梨県森林環境税Q & A

Q1 なぜ、森林環境税を導入するのですか？

A 森林には、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、多くの公益的機能があります。

しかし、近年の林業経営をめぐる厳しい状況の下、民有林の多くは手入れが行き届かず、荒廃が進んでおり、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

本県の貴重な財産である森林を、適正に整備・保全していくことは、安全かつ安心して暮らしていくうえで、極めて重要です。

このため、森林の持つ公益的機能が将来にわたって発揮される健全な森づくりに皆様のご協力のもと取り組んでいく必要があることから、その財源を確保するために森林環境税を導入します。

Q2 どうやって納税するのですか？

A 県民税額に加算して納めていただくもので、

- ・ 給与所得者の場合、県民税は市町村民税と併せて住民税として、平成 24 年 6 月以降の毎月の給与から差し引かれて納めていただくこととなります。
- ・ 給与所得者以外の方（個人事業主等）の場合、平成 24 年度課税分として市町村から送付される納税通知書により納めていただくこととなります。
- ・ 法人の場合、平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、法人県民税の申告納付の際に、均等割額に加算して納めていただくこととなります。

Q3 家屋敷のみを所有している場合でも課税されるのですか？

A 地方税法上、県内に居住されていない方であっても、県内に家屋敷等を所有されている場合には、県民税均等割が課税されることとなります。

森林環境税も、県民税均等割（超過課税）ですので、県民税均等割が課税されている方には、森林環境税を上乗せした金額を納めていただくこととなります。

お問い合わせ先

●税の使いみちに関すること

山梨県森林環境部森林環境総務課

T E L : 055-223-1634

F A X : 055-223-1636

E メール : sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

●税の仕組みに関すること

山梨県総務部税務課

T E L : 055-223-1387

F A X : 055-223-1390

E メール : zeimu@pref.yamanashi.lg.jp

